○**財務省令第二十七号**

所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）第十条の規定の施行に伴い、国税犯則取締法第四条に依り収税官吏の携帯すべき証票様式を定める件を廃止する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日　財務大臣　麻生　太郎

国税犯則取締法第四条に依り収税官吏の携帯すべき証票様式を定める件を廃止する省令

国税犯則取締法第四条に依り収税官吏の携帯すべき証票様式を定める件（明治三十三年大蔵省令第五号）は、廃止する。

附　則

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

○**財務省令第二十八号**

所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）の施行に伴い、及び相続税法施行令（昭和二十五年政令第七十一号）第二十一条第三項の規定に基づき、相続税の物納財産収納後の手続等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日　財務大臣　麻生　太郎

相続税の物納財産収納後の手続等に関する省令の一部を改正する省令

相続税の物納財産収納後の手続等に関する省令（昭和二十五年大蔵省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第四十一条第二項第一号」を「第四十一条第二項第二号イ」に、「国債」を「国債証券」に改め、同条第二項中「第四十一条第二項第四号」を「第四十一条第二項第三号」に改める。

附　則

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

○**財務省令第二十九号**

所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）の一部の施行に伴い、法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第五十六条の規定に基づき、減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日　財務大臣　麻生　太郎

減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令

減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和四十年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号イ中「第一条第一項」の下に「（一般の減価償却資産の耐用年数）」を加え、同条第二項中「第十二号の六」を「第十二号の五の二」に改め、同条第四項中「（生物の耐用年数）」を削る。

附　則

この省令は、平成二十九年十月一日から施行する。

○**財務省令第三十号**

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定に基づき、国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日　財務大臣　麻生　太郎

国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令

国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十五年財務省令第七十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「、並びに国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第三十四条第一項の規定に基づき」を削る。

第二条第一項第二号中「又は行政機関等」を「、行政機関等その他の者」に改める。

第四条第一項中「使用して申請等を行おうとする者」の下に「（次条第一項ただし書（第一号に係る部分に限る。）の規定により申請等を行おうとする者を除く。）」を加え、「国税通則法第三十四条第一項ただし書の規定により第七条第一項に定める方法による」を「電子情報処理組織を使用して」に改め、「（第四項に規定する国税の納付手続により行うものを除く。）」を削り、同条第四項中「国税通則法第三十四条第一項ただし書の規定により第七条第一項に定める方法による」を「電子情報処理組織を使用して」に、「第一項の規定により申請等を行うために届出を行おうとする者又は第二項の識別符号及び暗証符号の通知を受けた者で、同項」を「第二項」に、「ものは」を「者は」に改める。

第五条第一項ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める行為をすることを要しない。

一　当該電子署名が、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）を用いて行われるものである場合　識別符号及び暗証符号を入力すること。

二　当該電子署名が、国税庁長官が定める者に係るものである場合（前号に掲げる場合を除く。）　当該申請等の情報に当該者に係る電子署名を行うこと及び当該電子署名に係る電子証明書を送信すること。

第五条第六項中「使用して国税通則法」の下に「（昭和三十七年法律第六十六号）」を加え、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　所得税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十一号）第四十七条の二第九項に規定する書類を添付書面等とすべき第一項の申請等が行われる場合における当該書類に係る第二項の規定の適用については、同項中「書面等（」とあるのは「第六項に規定する書類（」と、「を次に掲げる方法により」とあるのは「が記録された電磁的記録であって、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第百二十条第四項第二号に規定する保険者又は後期高齢者医療広域連合から提供を受けたもの（当該保険者又は後期高齢者医療広域連合により当該電磁的記録に記録された情報に電子署名が行われ、かつ、当該電子署名に係る電子証明書が当該情報と併せて提供されているものに限る。）を」とする。

第七条第一項中「国税通則法第三十四条第一項ただし書に規定する財務省令で定める方法」を「電子情報処理組織を使用して国税の納付を行おうとする者」に、「する方法とする」を「を行わなければならない」に改め、同条第二項中「に規定する方法」を「又は国税通則法第三十四条の三第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定」に改める。

別表第三号中「（昭和四十年大蔵省令第十一号）」を削る。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成三十年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第七条第二項の改正規定　平成二十九年六月一日

二　第四条第一項の改正規定（「使用して申請等を行おうとする者」の下に「（次条第一項ただし書（第一号に係る部分に限る。）の規定により申請等を行おうとする者を除く。）」を加える部分に限る。）及び第五条第一項ただし書の改正規定並びに次項及び附則第三項の規定　平成三十一年一月四日

（経過措置）

2　改正後の国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令（次項において「新令」という。）第四条第一項の規定は、平成三十一年一月四日以後に行う同項に規定する申請等について適用し、同日前に行われた改正前の国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令（次項において「旧令」という。）第四条第一項に規定する申請等については、なお従前の例による。

3　新令第五条第一項の規定は、平成三十一年一月四日以後に行う同項の規定による申請等について適用し、同日前に行われた旧令第五条第一項の規定による申請等については、なお従前の例による。